



山形県公報

平成15年10月3日(金)

号 外 (77)

目 次

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 1
 山形県手数料条例の一部を改正する条例..... (財 政 課) ... 2
 山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例の一部
 を改正する条例..... (建築住宅課) ... 3

本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第48号) (人事課)

- 1 国家公務員の退職手当の改正措置に準じ、長期勤続者に対する退職手当について、山形県職員等に対する退職手当支給条例本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の110から100分の104に引き下げることにした。(附則第35項及び昭和48年7月県条例第38号附則第5項関係)
- 2 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における調整率を100分の107とする経過措置を定めることにした。(改正条例附則第2項及び第3項関係)
- 3 この条例は、平成15年11月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (財政課)

- 1 と畜場法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにした。(第2条第1項第185号~第187号関係)
- 2 貸金業者の登録申請手数料及び貸金業者の登録更新申請手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第260号及び第261号関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、規則で定める日から施行することとした。

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (建築住宅課)

山形県地域特別賃貸住宅の管理の終了に伴い、規定の整備を行うことにした。

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第48号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第34項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」に改め、附則第35項中「、第7条の規定にかかわらず」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、附則第36項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め、附則第38項中「日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）」を「同法」に、「日本鉄道建設公団（以下「公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」に、「引き続き公団」を「引き続き旧公団」に、「、事業団」を「、旧事業団」に、「及び公団」を「及び旧公団」に、「事業団又は公団」を「旧事業団又は旧公団」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第7条並びに」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、附則第6項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め、附則第7項中「、第6条の2及び第7条」を「及び第6条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等に対する退職手当支給条例附則第34項及び第38項の改正規定は公布の日から、附則第4項の規定は平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第1条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例附則第35項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第7条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第2条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第6項又は第7項において例による場合を含む。）から第7項までの規定の適用については、同条例附則第5項中「第6条の2まで及び」とあるのは「第6条の2まで及び第7条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第6項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第7項中「及び第6条の2」とあるのは「、第6条の2及び第7条」とする。
- 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で山形県職員等に対する退職手当支給条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額とする。
- この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第49号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第185号及び第186号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第187号中「と畜場法第10条第1項」を「と畜場法第14条第1項」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同項第260号及び第261号中「43,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第260号及び第261号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第50号

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例（平成4年3月県条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県特定優良賃貸住宅条例

第1条中「及び山形県地域特別賃貸住宅」を削る。

第2条第1項中「又は山形県地域特別賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅等」という。）」を削る。

第3条第1項、第3条の2第1項及び第4条第2項から第4項までの規定中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、家賃を変更する場合に準用する。

第6条第3項を削る。

第7条、第8条第1項から第3項まで及び第9条第2項中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第11条第1項中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に、「これら」を「これ」に改め、同条第2項及び第3項中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第12条及び第13条（見出しを含む。）中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改め、同条第2項中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第15条第1項及び第2項中「特定優良賃貸住宅等」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第16条中「及び山形県地域特別賃貸住宅」を削り、「それらの」を「その」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成15年10月3日印刷
平成15年10月3日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056